

大阪市告示第1521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年11月1日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アバリーナ千船南館

大阪市西淀川区佃三丁目1-11

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 久須 勇介

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

アバリーナ千船南館

大阪市西淀川区佃二丁目4番3 他

(変更後)

アバリーナ千船南館

大阪市西淀川区佃三丁目1-11

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 山野 博幸

大阪府中央区城見一丁目4番70号

外2者

(変更後)

株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 山野 博幸

大阪府中央区城見一丁目4番70号

外1者

(4) 変更年月日

令和6年6月27日

2 届出年月日

令和6年10月18日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪府経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪府住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和6年11月1日(金)から令和7年3月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪府の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年3月3日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)